

## 一般社団法人 高齢者住宅協会 会員会費規程

平成 23 年 6 月 24 日（高住推総発第 1 号）  
改正 平成 23 年 9 月 27 日（高住推総発第 12 号）  
改正 平成 30 年 6 月 20 日（高住協総発第 1 号）

### （目的）

第 1 条 この規程は、一般社団法人高齢者住宅協会（以下「本協会」という。）定款第 7 条で定める会員の会費に関する事項を定めることを目的とする。

### （会費の額）

第 2 条 会員の会費は次の各号に定めるところによる。

- 一 1 号会員の会費は、口数に応じた額とし、一口につき年 20 万円とする
- 二 2 号会員の会費は、3 万円から 10 万円の範囲で、別紙 1 に記載の額とする
- 三 3 号会員の会費は、口数に応じた額とし、一口につき年 7 万円とする

### （会費の請求）

第 3 条 会長は、前条の会費について、前年度の 2 月末日までに会員に対して請求するものとする。

- 2 会長は、新たに入会した会員の初年度の会費を入会承認後速やかに請求するものとする。

### （会費の納入）

第 4 条 会員は、前条第 1 項に基づく会費の請求を受けたのち、毎年度 4 月末日までに、本協会が指定する口座に納入しなければならない。

- 2 新たに入会した会員は、前条第 2 項に基づく請求を受けたのち、30 日以内に、本協会が指定する口座に納入しなければならない。

### 附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 6 月 24 日から適用する。
- 2 第 3 条第 2 項及び第 4 条第 2 項の規定は、設立時社員の初年度の会費の納入について準用する。

### 附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 27 日から施行する。

### 附 則

- 1 この規程は、平成30年6月20日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、一般社団法人高齢者住宅推進機構の正会員又は情報会員として入会承認を受けた者については、「高齢者住宅協会」とあるのは「高齢者住宅推進機構」と、「1号会員」とあるのは「正会員」と、「3号会員」とあるのは「情報会員」と読み替えるものとする。

## 2号会員の会費について

(2号会員会費)

第1条 本協会会員会費規程第2条第2号に定める2号会員の会費は、次の各号に定めるところによる。

- 一 サービス付き高齢者向け住宅の登録物件数（以下「登録物件数」という。）が、10棟～49棟までの運営事業者 10万円／年
- 二 登録物件数が、2棟～9棟までの運営事業者 5万円／年
- 三 登録物件数が、1棟の運営事業者 3万円／年

2 同一年度内に登録物件数が前項第1号から第3号に定める区分を超えて増減したときの会費は、新区分に定める額とし、当該事実が発生した日から30日以内に事務局に届け出るとともに、既に納付した額との差額を納付しなければならない。

ただし、登録物件数が減少した場合の当該年度の会費は、本協会定款第7条第3項の規定を準用する。この場合において、「会員の退会の場合」とあるのは、「登録物件数の減少による会費の減額」と読み替えるものとする。